

平成19年5月29日
内閣府（防災担当）

「被災者生活再建支援制度に関する検討会」（第3回）議事概要について

1．検討会の概要

日 時：平成19年5月28日（月）14:00～17:00

場 所：ホテルフロラシオン青山 1階 はごろも

出席者：伊藤座長、石川、田近、福和、松原、室崎 各委員

増田内閣府政策統括官、丸山内閣府審議官、上田参事官、西川参事官、
上杉参事官、篠原参事官 他

2．議事概要

支援制度について広く意見を聴取するため、下記関係者にヒアリングを実施した。ヒアリング終了後、「能登半島地震視察の概要」「被災者生活再建制度に関する論点メモ」等について事務局より説明を行った後、各委員にご議論いただいた。

（ヒアリング対象者）

浅見 泰司 東京大学空間情報科学研究センター教授

永松 伸吾 防災科学技術研究所研究員

吉田 浩二 社団法人日本損害保険協会常務理事

大川畑文昭 あいおい損害保険株式会社商品開発部火災新種グループ担当部長

<ヒアリング時の主な意見>

被害を最小化するために事前策への取り組みを優先する。事前策により被害が最小化されることを前提に事後策を強化する。事前策は自助を優先し、効果的な自助対策がなければ、共助、公助の順に検討する。それでも防止策がない場合は、効果的な事後策で対処する。事後策では、事前策において能力の範囲で自己努力をした人ほど、より手厚く救済されることが必要。このような視点から、制度の一部分だけ変えるのではなく、全体的な災害対策システムの中で制度を位置づけるべき。

支援法については、予想される大震災に対応できるかどうか財政シミュレーションを行って、実行可能性を踏まえた制度設計をする必要がある。

耐震改修は、新基準を満たしても壊れることがあり得るし、技術的にも不確実性がある。また、集合住宅を改修する場合は4 / 5もの合意を必要とする。地震保険も制約があり十分ではないなど、自助による備えには限界があり、事後的支給は必要である。事前対策を行うか否かは、事後的支給よりも災害リスクへの意識等他の要素が大きく、現行制度水準の事後的支給では、モラルハザードは生じるとみるべきではない。

耐震化等の事前対策と支援金等の事後的支給を包括的に行う基金を創設してはどうか。事前対策投資による被害軽減と、それによる事後的支給の余剰を活用した事前対策を組み合わせることにより、長期的に災害に強い社会を実現できる。基金による支援金は、すべての世帯に支給する基礎保障分とし、それを超える部分についてのみ任意加入の地震保険や共済制度による任意保障分とする。そうすれば、保険会社のリスクは軽減され、任意保障分では市場機構が有効に機能するのではないか。

地震保険は、法律に基づいて政府と民間の損害保険会社が共同で運営する制度。長期のタイムテーブルの基に採算が成り立つものであり、民間だけで実施するのはリスクが高く、また、民間から提案できるものでもない。制度の目的は、被災者の生活の安定に寄与することであり、必ずしも住宅再建を目的とはしておらず、被災者の生活再建は、別途、国・自治体間の問題と認識している。

<ヒアリング終了後の主な意見>

復興に関わる制度全体を展望した議論が必要。限られた時間の中で支援法を議論するにあたり、他の制度（耐震化促進、地震保険）の改善がすすむことを期待しつつ議論することが必要。

新潟県中越地震や能登半島地震等でわかった運営上の問題について、合意形成が比較的容易なもの、合意形成が困難なもの（例えば、住宅本体への支援、生活関連経費と居住関係経費の区分撤廃等）とを整理して、少なくとも前者については今回改善できるように議論すべき。

事前対策が進んでいるので、家屋の被害が減っていく。その努力を前提にした議論をすると、首都直下地震への対応といえども頭から不可能と言うこともなくなるのではないかと。

能登や鳥取、中越程度の規模の地震であれば、個々の被災者の希望を容れることもある程度可能である。一方、東海地震や首都直下地震では規模が大きすぎてそれは不可能。

地震保険の強制化や耐震化の強力な推進など、事前対策を強力にすすめるということを出しえないか。地震保険に加入していない世帯には支援しないくらいのメリハリを付けたうえであれば住宅本体への投入もフィージビリティがあるはず。コミュニティの再生にはそれくらいの思いきった支援が必要。

現制度は被害程度で支援内容が決まるために、運用が非常に煩雑になっている。補修・改築の実施に応じて支援する制度とすることは考えられないか。支出の範囲内なのでモラルハザードは起こさない。また、改良した家を建てれば復興特需になり、固定資産税で回収できるし、公営住宅に入る人より公費はかからない。

手続を簡単にすること、早く現金を支給することが肝要。首都直下地震では、財政以前に事務負担が大きすぎて耐えられないだろう。

手続の簡素化と用途の制限、すなわち本体への支援は表裏一体かもしれない。住宅本体の周辺経費を洗い直すことで200万円の範囲で手続を簡素化できないか。大規模災害では支給額を切り下げる事はできないと思うが、支援金の全額を支給することについてフィージビリティはないと思う。保険は引き受け上限を固めているから成立している。

額の多寡より、広く、早く、被災者に支援が行き渡ることが被災者自身の生活再建意欲を引き出すために重要。そうならば、タンス預金や親・子の預金などもあわせて活用されて経済がまわる。限度額の中で、それをどう使うかを考えるべきだ。

連絡先・問い合わせ先

内閣府 災害復旧・復興担当

参事官補佐 菊 地

参事官付 仲 島

TEL 03-3501-5191（直通）